

貿易保険制度に関する要望について

2014年3月4日

都銀懇話会

1. 市場環境

- OECDの「Infrastructure to 2030」によると、2000-2030年の世界のインフラ投資額は約71兆ドルに上ると推計、今後も膨大なインフラ需要が見込まれている。
- 特に成長著しいアジア地域については、アジア開発銀行は、2010-2020年の11年間に域内インフラ整備のために約8兆ドル(年平均7,260億ドル)が必要となると推計(図1)。
- 邦銀は、インフラ整備等を含むプロジェクトファイナンスに積極的に取り組んでおり、近年グローバルベースでプレゼンスを高めている(図2)。ただし、プロジェクトファイナンスは、その大半がドル建てであり、さらなる業務拡大には、外貨調達等の課題もあり。
- インフラ輸出は、日本再興戦略の柱の一つであり、本邦企業がグローバルにインフラビジネスを拡大していくために、邦銀の海外案件への対応力を強化することは、国益にも資する。

図1: アジアにおけるインフラニーズ

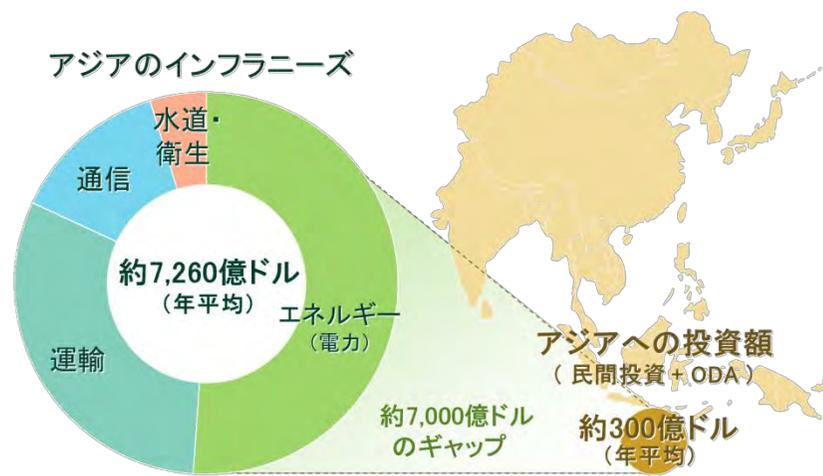
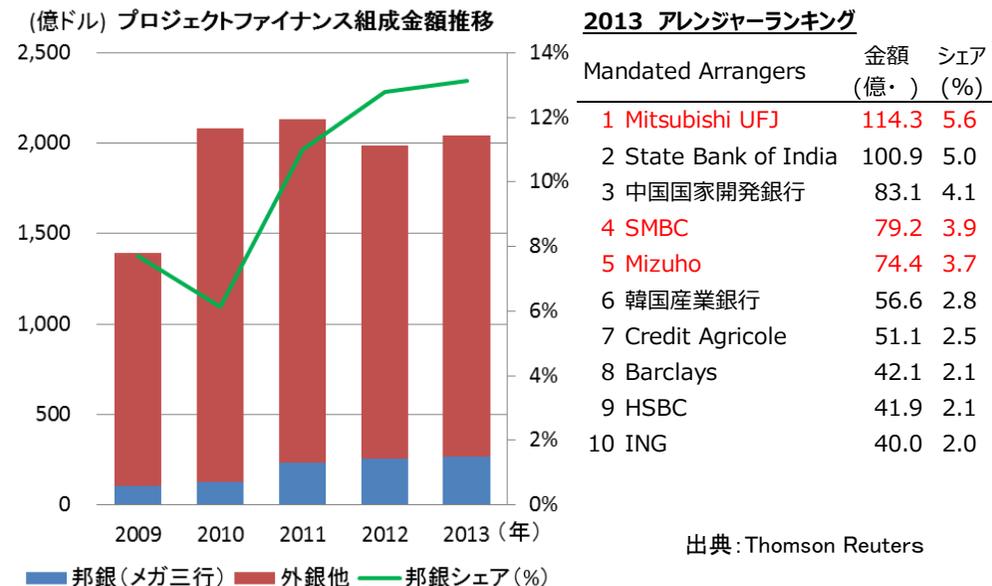


図2: プロジェクトファイナンスマーケット、邦銀シェア推移



2. 貿易保険制度の意義

- 邦銀が海外案件に対応するためには、「民間では対応困難なリスク」に対する公的機関によるサポートが不可欠。
- 特に、海上保険では救済することができない、① 国際紛争、テロ、為替取引等の**非常危険**、② 長期のプロジェクト期間全体を通じた相手方の破産、債務不履行等の**信用危険**(※)をカバーする「貿易保険制度」は、新興国の大型案件に対応する上で非常に有効。
- 今回、貿易保険法が改正され、日本貿易保険(NEXI)付保対象が拡大されることは、民間金融機関にとって大変有難いことであり、是非実現頂きたい。

※ 現地政府の契約不履行等によりプロジェクトが破綻し、融資返済が困難になる場合等の、民間金融機関では対応が困難なリスク。

貿易保険制度

非常危険

- 為替制限・禁止、輸入制限・禁止
- 戦争、内乱、革命
- 支払国に起因する外貨送金遅延
- 制裁的な高関税、テロ行為
- 経済制裁
- 収用
- 自然災害、その他、契約当事者の責によらない事態

信用危険

- 外国政府等※を相手方とする輸出契約等の一方的キャンセル
※ 民間バイヤーの一方的キャンセルは対象外
- 契約相手方の破産破産に準ずる事由
- 契約相手方の3か月以上の不払い(商品クレーム等輸出者に責ある場合を除く)

これらの事態発生により…

以下の損失をカバーする

貨物を**船積みできない**ことにより被る損失【船積前のリスク】

貨物**代金**、役務**対価**、**融資金**が**回収出来ない**ことにより被る損失【船積後のリスク】

合併事業等の継続不能や事業休止により**投資資産**が被る損失【海外投資のリスク】

貿易保険制度の改正内容

1	戦争やテロリスクへの対応	海外でプラント建設を行う本邦企業が戦争やテロによる事業の中断により負担する人件費、貨物保管費等の追加費用を貿易保険の対象に追加。
2	海外子会社等による事業活動支援	本邦企業の海外子会社や本邦製品の海外販売拠点による輸出等の取引を貿易保険の対象に追加。
3	資金調達の円滑化	本邦企業が関与する資源開発事業等の海外プロジェクトに対する本邦銀行の海外拠点や外国銀行による融資(現地通貨建て融資等)、つなぎ融資を貿易保険の対象に追加。
4	その他	本邦企業が国内において外国企業に対して行うサービス提供を貿易保険の対象とするとともに、NEXIの再保険の提供先を拡充する等。

3. 今後、解決が必要な課題

- さらに、次のステップとして、以下のような課題の解決が望まれる。

1 邦銀の安定的な外貨の調達

- 多くの海外インフラ案件は、ドル建の借入が大宗。残念ながら、円建案件は殆どない。
- 案件が大型化する中で、より多くの金融機関の参加を求めていく必要がある。
- その中で、邦銀のドル調達能力には一定の制約があり、特に大型案件への対応には難しい部分あり。

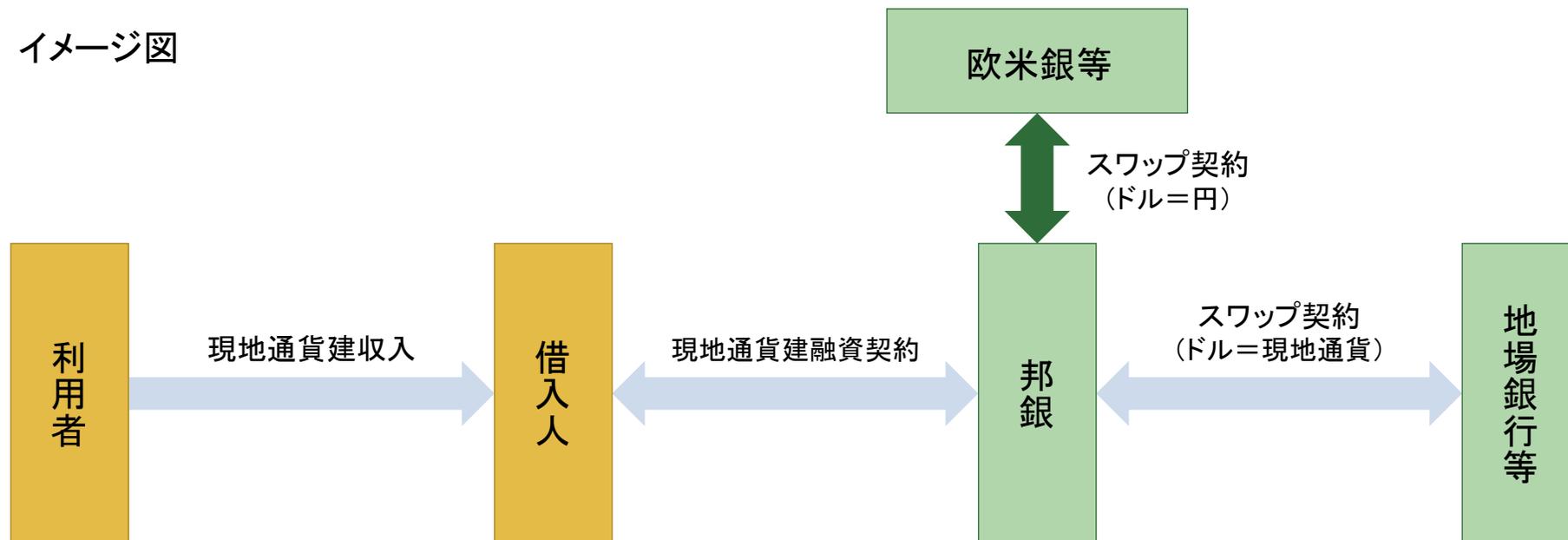
2 借入人の為替リスクの軽減

- プロジェクトの借入がドル建である一方、インフラプロジェクトの収入は現地ユーザーの支払う料金に依存。これは、現地通貨建であり、借入人にとっては、収入と借入返済の為替の mismatch を抱えることになる。
- 現地通貨安が進行するような場合には、(現地通貨ベースの収入が変わらない一方で) 現地通貨ベースでの返済負担が増大し、借入人のデフォルトリスクが拡大する。
- この問題への対応としては、**① 現地通貨建ファイナンスの拡大**、または、**② 借入人との通貨スワップ契約の締結(現地通貨とドル、円との交換)**によって、収入と借入返済の為替の mismatch を解消し、キャッシュフローを安定させることが有効。

1 現地通貨建ファイナンス

- 邦銀が現地通貨建ファイナンスを行うためには、現地での預金取引等により、直接、現地通貨を調達するか、あるいは、手持ちのドルを、地場銀行等との間で現地通貨と交換する必要あり。
- これに対し、現地の預金で資金調達することは現実的には困難。また、新興国通貨は、流動性が低く、十分な量を安定的に確保することが困難であり、取引の安定性の面でも問題がある場合が多い。
- かつ、地場銀行との取引に当たっては、地場銀行の信用リスク、および、現地の非常危険（即ち、制度リスク、政治リスク）のカバーも必要。
- なお、円を現地通貨と交換するためには、ドルを介したクロス取引が必要。この点でも、ドル調達能力が一定の制約になる。

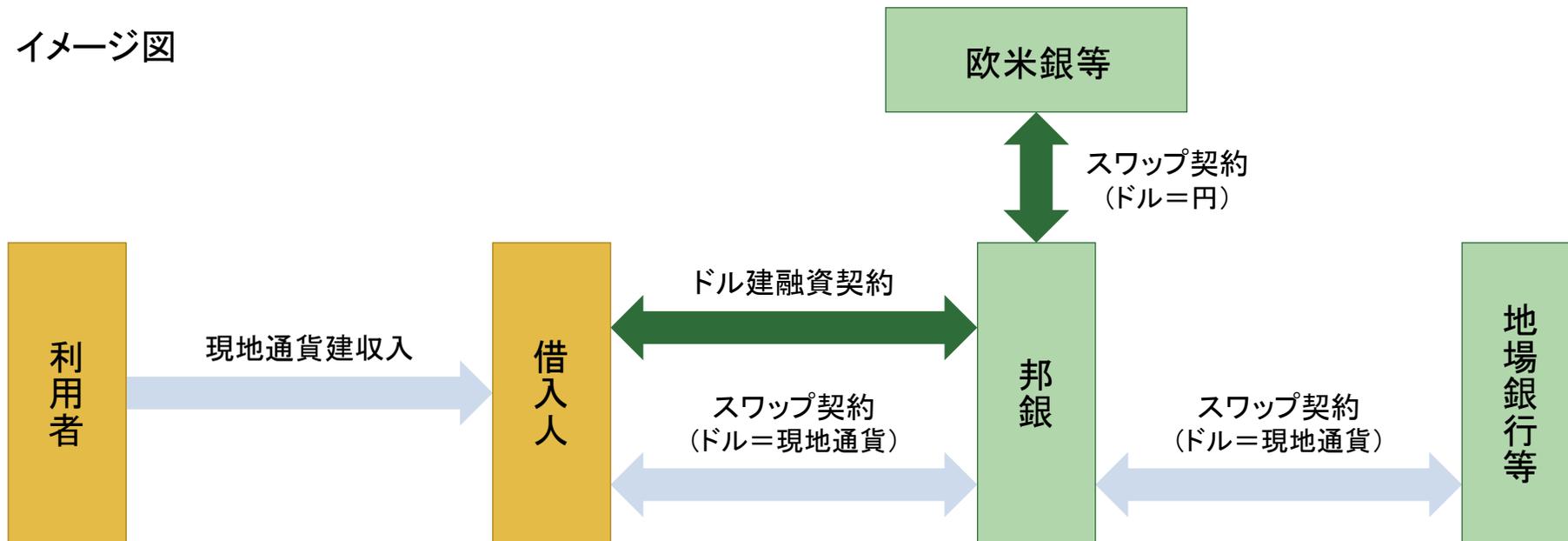
イメージ図



2 借入人との通貨スワップ契約

- 邦銀は、借入人に対し、ドル建で融資を実行するとともに、融資の返済のために将来現地通貨をドルに交換するスワップ契約を締結。
- 邦銀は、借入人と締結したスワップ契約と同一条件のスワップ契約を地場銀行と締結し、為替リスクをヘッジ。
- この場合、地場銀行の信用リスク、現地通貨の非常危険（即ち、制度リスク、政治リスク）のカバーに加え、借入人の信用リスクのカバーも必要。

イメージ図



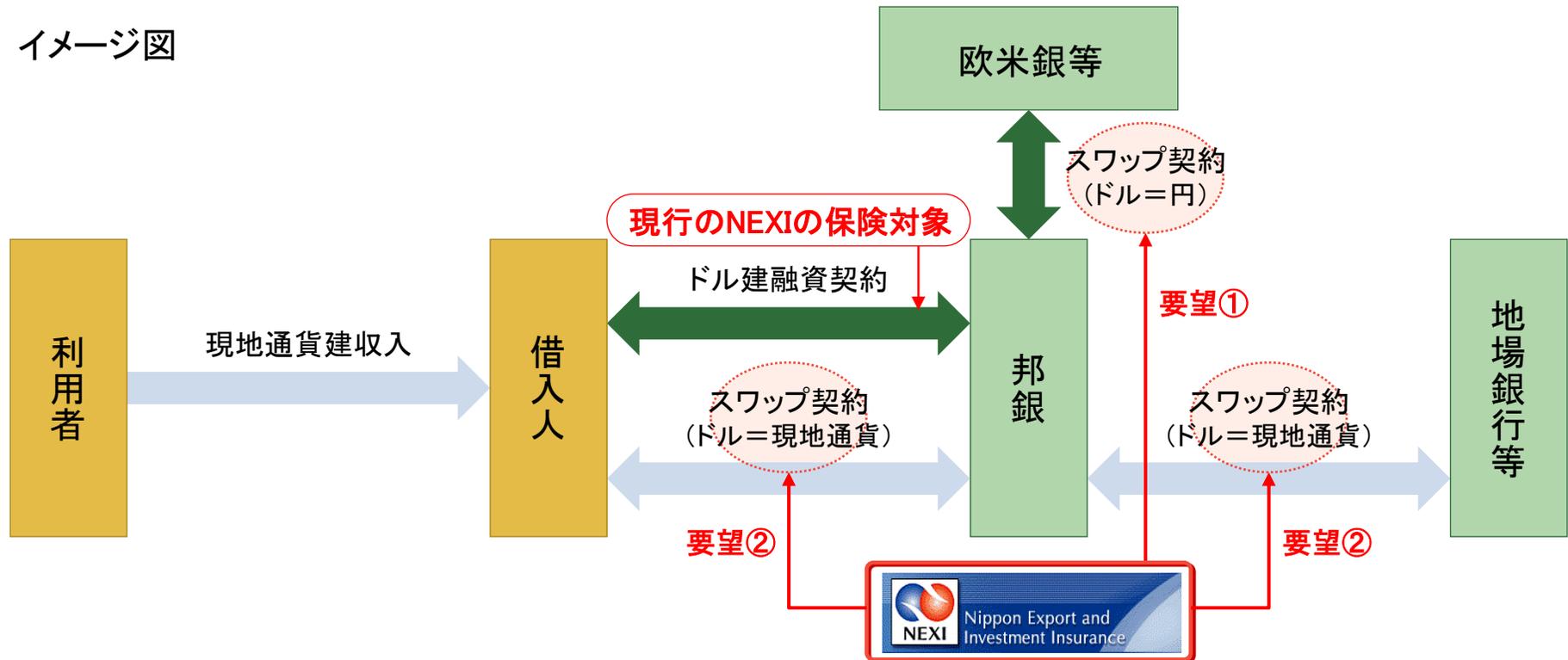
4. 要望事項

NEXIの付保対象となる海外向け融資案件に関して、邦銀が締結する、

- ① 円とドルの通貨スワップ取引
 - ② 地場通貨とドルに関する通貨スワップ取引
- を、NEXIによる貿易保険の対象に加えて頂きたい。

スワップ契約等は、現行の貿易保険法で定める付保対象契約に該当しないため、法改正により、非常危険及び信用危険に係る付保対象契約に追加する必要あり。

イメージ図



5. 想定される効果

1 本邦企業のグローバルなインフラビジネス拡大の後押し

- NEXIの貿易保険の活用により、邦銀の安定的かつ円滑なドル調達が可能となる。この結果、邦銀の海外案件への対応力が強化され、本邦企業のグローバルなインフラビジネス拡大を後押しできることから、日本の国益にも資する。

2 新興国等におけるインフラプロジェクト組成の活発化

- NEXIの貿易保険の活用により、借入人の為替リスクを軽減することが可能となる。この結果、現地でのインフラプロジェクト等の組成が活発化することが期待され、途上国のインフラ整備にも資することとなる。

【参考1】 NEXIの概要

NEXI概要

名称	独立行政法人日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance“NEXI”)
役員	板東 一彦 理事長 和田 圭司 理事 稲垣 史則 理事
設立/役職員	2001年4月1日/143名 (2013年4月1日時点)
主務大臣	経済産業大臣
設立根拠法	独立行政法人通則法、貿易保険法
資本金額	1,043億5,232万4,369円 (全額政府出資)
目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うこと。

2012年度実績

引受実績	2012年度:8.3兆円(前年度比▲2.8%)
地域内訳	アジア44.9%、中南米20%、オセアニア9.3%、欧州8.9%、中東6.6%、アフリカ5.0%、北米3.3%
保険種別	貿易一般保険等74.5%、海外事業資金貸付保険16.5%、貿易代金貸付保険1.5%、海外投資保険6.4%
責任残高	12.9兆円(前年度比+5.4%)
地域内訳	アジア41.9%、中東13.9%、ヨーロッパ13.3%、中南米8.7%、アフリカ8.2%、北米7.9%、オセアニア4.6%
保険種別	貿易一般保険等63.2%、海外事業資金貸付保険17.4%、貿易代金貸付保険8.0%、海外投資保険8.7%
保険料収入/ 支払保険金	約388億円(前年度比+16.2%) / 約44億円(前年度比▲47.2%)
保険種別	貿易一般保険等32%、海外事業資金貸付保険46.2%、貿易代金貸付保険3.9%、海外投資保険9.6%

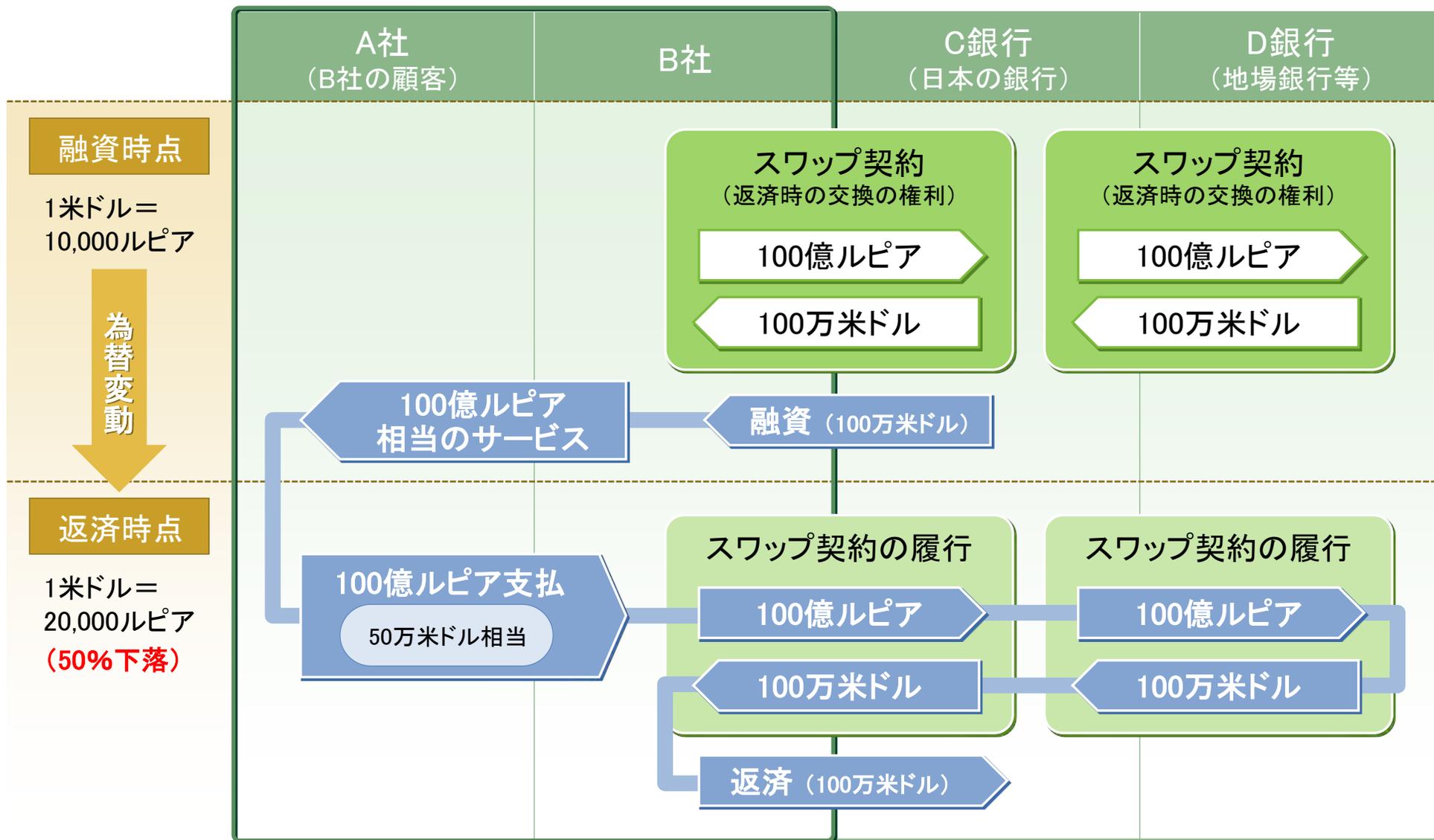
貿易保険法

(昭和25年3月31日法律第67号)

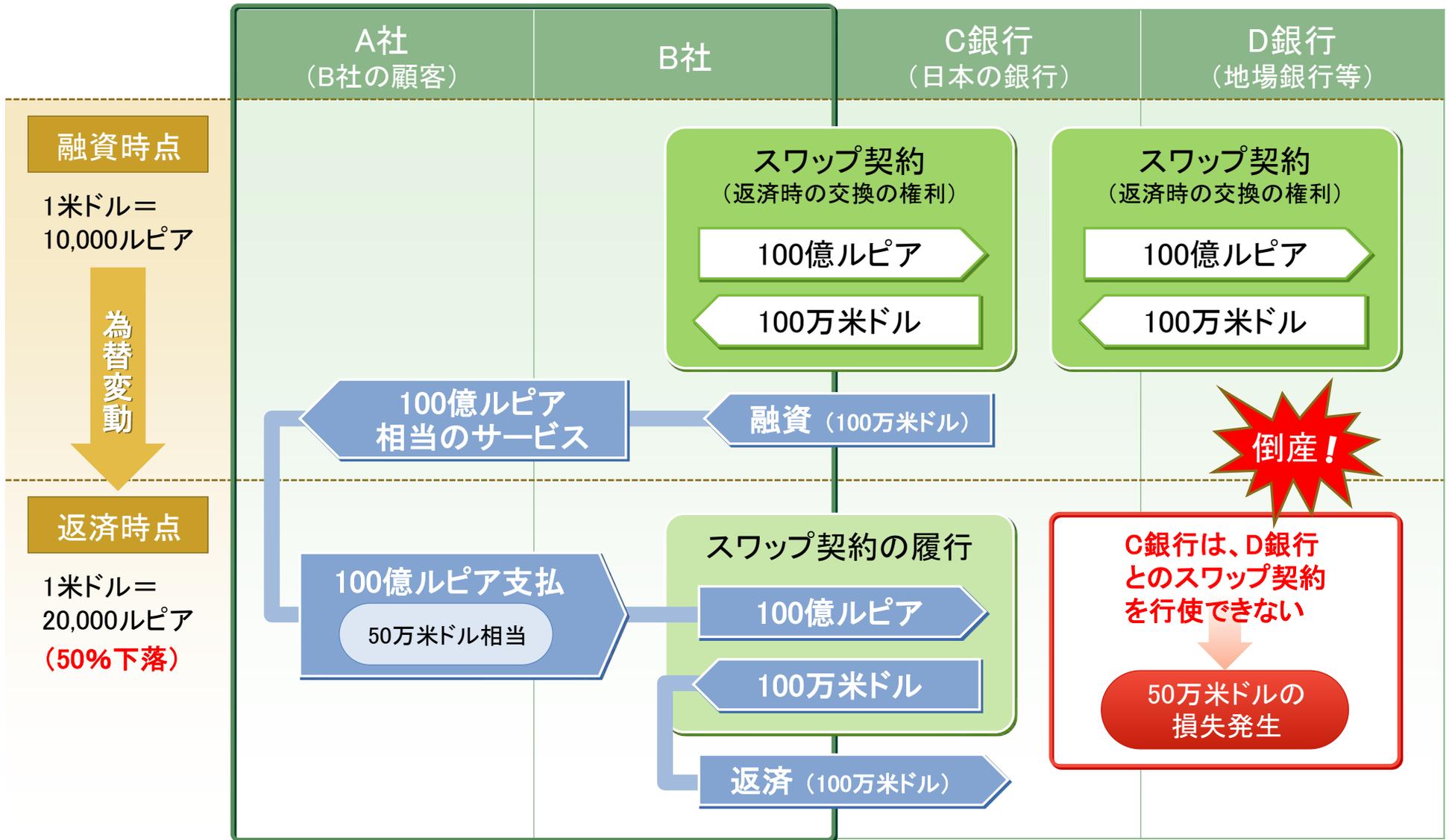
- 第一章(総則)、第二章(独立行政法人日本貿易保険)(総則、役員及び職員、業務等、雑則)、第三章(貿易保険)、第四章(政府の再保険)、第五章(罰則)からなるNEXIの根拠法で、NEXIの組織、業務、再保険を含めた政府との関与等について定めている。
- NEXIが提供できる貿易保険の定義、種類は第二条、第二十二条に規定されている。本法律で規定していない保険種の創設、定義の変更については法律改正が必要となる。

出典: NEXI webサイト

【参考2】 外貨建融資とスワップ契約の簡略化されたイメージ(通常時)

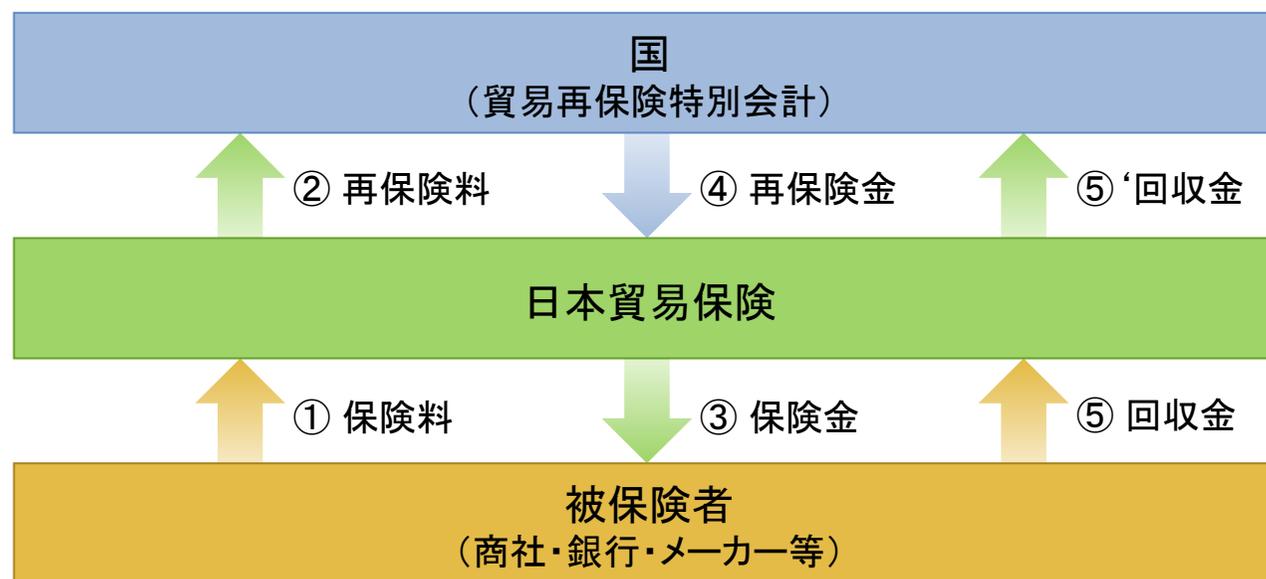


外貨建融資とスワップ契約の簡略化されたイメージ(デフォルト時)



【参考3】 貿易再保険特別会計

- 貿易保険が「通常の保険によって救済することができない危険を保険する制度」という性格上、NEXIの引き受けられるリスクには自ずと限度があり、国がNEXIに対して、何らかの信用力の補完を行う必要があること、国でなければできないような通商政策上の判断を実現する必要があることから、国がNEXIから再保険を引き受ける形で貿易保険制度を構築。
- 国の再保険事業に関する経理を明確にするため、「一般会計」と経理上区分された「貿易再保険特別会計」が設置され、この会計により国はNEXIより再保険引受を実施※。



※ 2013年12月24日の閣議において独立行政法人改革等に関する基本的な方針が決定。NEXIは、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、**全額政府出資の特殊会社に移行**すること、貿易再保険特別会計は、**平成28年度末までに廃止**されることが決定。

特殊会社という組織体制に移行した上で貿易保険の運営を実施していくこととなるが、**NEXIに対する政府の関与は引き続き維持**され、既存引受分も含め、これまで同様に日本政府の信用力を背景とするものであることに変更ない予定。